

## 緊急事態措置等について

本県では年明け以降、感染が急拡大し、医療提供体制が逼迫していることから、1月9日、京都府、大阪府とともに、国に対し緊急事態措置を実施すべき区域への追加を要請し、近日中に区域に追加される見込みである。

緊急事態措置を実施すべき区域に追加された場合、緊急事態措置等として以下の取組を実施する。

### 1 区域

**兵庫県全域**

### 2 期間

**緊急事態措置を実施すべき区域に追加された日の翌日から2月7日（日）まで**

### 3 要請・働きかけの内容（別表参照）

#### (1) 外出自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

#### (2) イベントの開催制限

イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人ととの距離を十分に確保

#### (3) 施設の使用制限

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請

協力金の支給 支給額：1日あたり6万円／店舗×時短営業日数

財 源：国負担80%、

県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3

劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかける。

#### (4) 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請

### 4 その他

飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、見回り活動を実施

緊急事態措置等（区域：県全域）					
	<p>・施設管理者に対して、営業時間の短縮を要請 (施設の種類)</p> <table border="1"> <tr> <td>飲食店</td><td>飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テーカウトサービスは除く)</td></tr> <tr> <td>遊興施設</td><td>バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ・マンガ喫茶等で宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く)</td></tr> </table> <p>(内容) 20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 (協力金) 1日あたり6万円/店舗×時短営業日数</p>	飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テーカウトサービスは除く)	遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ・マンガ喫茶等で宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く)
飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テーカウトサービスは除く)				
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ・マンガ喫茶等で宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く)				
施設の使用制限	<p>&lt;特措法によらない働きかけを行う施設&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)</td><td>次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること</td></tr> <tr> <td>・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) ・物品販売業を営む店舗(1,000m<sup>2</sup>超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000m<sup>2</sup>超)(生活必需サービスを除く)</td><td>次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供</td></tr> </table>	・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること	・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) ・物品販売業を営む店舗(1,000m <sup>2</sup> 超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000m <sup>2</sup> 超)(生活必需サービスを除く)	次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供
・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること				
・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) ・物品販売業を営む店舗(1,000m <sup>2</sup> 超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000m <sup>2</sup> 超)(生活必需サービスを除く)	次のことを働きかけ ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供				
外出自粛	・不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請				
出勤抑制	・テレワークの徹底(出勤者数を7割削減) ・在宅勤務・時差出勤の徹底				
イベント	<p>・開催の目安 人数上限 5,000人(屋内、屋外とも) 収容率 屋内:50%以内 屋外:十分な間隔 但し、チケット販売済分には適用しない</p> <p>・大規模イベント開催時の事前相談(全国的な移動を伴うもの、参加者が1,000人を超えるもの)</p>				

## 施設の使用制限について

### 1 特措法に基づく要請を行う施設

種類	施設例	要請内容
飲食店 宅配・テークアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等	
遊興施設 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ネットカフェ・マンガ喫茶等で宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く	・ 5時から20時までの営業時間短縮、 11時から19時までの酒類提供を要請 ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底

### 2 特措法によらない働きかけを行う施設

種類	施設例	働きかけ内容
運動施設、遊技場	体育館、屋内・屋外水泳場、スポーツジム、パチンコ店、ゲームセンター 等	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	・ 5時から20時までの営業時間短縮、 11時から19時までの酒類提供
集会場又は公会堂、展示場	集会場、公会堂、展示場 等	・ 人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること の働きかけ
博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等	
物品販売業を営む店舗（1000m <sup>2</sup> 超） 生活必需物資を除く	アウトドア用品、スポーツグッズ店、古本屋 等	・ 5時から20時までの営業時間短縮、 11時から19時までの酒類提供 の働きかけ
サービス業を営む店舗（1000m <sup>2</sup> 超） 生活必需サービスを除く	旅行代理店、スーパー銭湯、フォトスタジオ 等	